

特別養護老人ホーム 故郷の家・東京 運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人こころの家族が開設する特別養護老人ホーム 故郷の家・東京(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、又、「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する条例」、「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」の遵守を通じて、要介護状態となった高齢者に対し適正な指定介護老人福祉施設サービス(以下「施設サービス」という。)の提供をすることを目的とする。

(施設の目的及び運営方針)

第 2 条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、区市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第 3 条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称	特別養護老人ホーム 故郷の家・東京
所在地	東京都江東区塩浜一丁目 4 番 48 号

(利用定員)

第 4 条 施設は、その利用定員を 98 名とする。(ユニット型個室 98 名)

2 ユニット数 10 ユニットで、ユニットごとの入居定員は 9～10 名とする。

3 施設は、災害その他やむを得ない事業がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えて入所させないものとする。

第二章 人員

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長(管理者) 常勤1名
施設長は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。
管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。
- (2) 医師 非常勤専従1名以上
医師の職務は、利用者の診療・健康管理及び保健衛生指導とする。
- (3) 生活相談員 常勤1名以上
生活相談員の職務は、入退所に於ける面接手続き事務等と利用者の処遇に関すること、苦情や相談等に関することとする。
- (4) 介護職員 常勤換算方法で合計35名以上
介護職員の職務は、利用者の日常生活の介護、指導、相談及び援助とする。
- (5) 看護職員 常勤換算方法で3名以上
看護職員の職務は、利用者の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理とする。
- (6) 管理栄養士 常勤1名以上
管理栄養士及び栄養士の職務は、栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計画等を行い、調理員を指導して給食業務を行うこととする。
- (7) 機能訓練指導員 常勤1名以上(看護職員と兼務可)
機能訓練指導員の職務は、利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。
- (8) 介護支援専門員 常勤1名以上
介護支援専門員の職務は、利用者の要介護申請や調査に関すること、サービス計画の作成等、利用者やその家族の苦情や相談に関すること、他のサービス事業者や支援事業者との折衝、地域住民への相談業務などとする。
- (9) 事務員 常勤3名以上
事務員の職務は、庶務及び会計事務とする。

(事務分掌)

第6条 従業者ごとの事務分掌及び日常業務の分担については管理者が別に定め、入居者に対する適切な施設サービスの提供を確保するものとする。

(会議)

第7条 施設の円滑な運営を図るため次の介護を設置する。

- (1) 全体会議
- (2) 責任者会議
- (3) ユニット会議
- (4) 給食会議

- (5) 看護会議
 - (6) 身体拘束・リスクマネジメント会議
 - (7) 褥瘡対策・感染症対策会議
 - (8) 地域交流・行事会議
 - (9) その他管理者が必要と認める会議
- 2 会議の運営に必要な事項は管理者が別に定める。

第三章 設備

(設備及び備品等)

第8条 居室

利用者の居室は全室個室とする。居室には、ベッド・チェスト等を備品として備える。

第9条 共同生活室

共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する。

第10条 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。

第11条 医務室

施設は、利用者の診療・健康管理等のために、医療法に規定する診療所を設ける。医務室には、利用者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備える。

第12条 浴室

浴室は、居室のある階ごとに設ける。利用者が使用し易いよう一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設ける。

第13条 洗面設備及び便所

洗面設備は居室ごとに、便所はユニットごとに3カ所を設ける。

第14条 事務室

事務室には、机・椅子や書類等保管庫など必要な備品を備える。

第15条 その他の設備

施設は、設備としてその他には、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・相談室・宿直室・会議室・エレベーターなどを設ける。

第四章 入所及び退所

(入所)

第 16 条 入所申込者の施設への入居は、入所申込者と施設の契約により行うものとする。

2 管理者は、利用定員に達している場合又は利用者に対し、自ら適切な施設サービスを提供することが困難である等正当な理由がある場合を除き、入所契約の締結を拒むことはできない。

3 管理者は、あらかじめ入所申込者又は身元引受人(家族等)に対し、この運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他の申込者の選択に資すると認められる重要事項を記した重要事項説明書及び契約書を交付して、懇切丁寧に説明を行い、施設サービスの開始について利用者の同意を得るものとする。

4 管理者又は計画担当介護支援専門員は、入所申込者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限を確かめるものとする。要介護認定を受けていない入所申込者に対しては要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

5 管理者又は計画担当介護支援専門員は、要介護認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(内容及び手続きの説明と同意)

第 17 条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、予め利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要・従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者またはその家族の同意を得ることとする。

(受給資格等の確認)

第 18 条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認することとする。

2 施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めることとする。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第 19 条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意見を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の 30 日前には行われるように必要な援助を行う。

(入所)

第 20 条 施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。
- 3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合やその他利用申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずることとする。
- 4 施設は、利用申込者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

(退所)

第 21 条 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その利用者及びその家族の希望、その利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その利用者の円滑な退所のために必要な援助を行なう。

- 2 施設は、生活相談員・介護職員・看護職員・介護支援専門員等により、利用者について、その心身の状況やその置かれている環境等に照らし、その利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 3 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を努める。

(入退所記録の記載)

第 22 条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載することとする。

(指定介護福祉施設の取扱方針)

第 23 条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その利用者の心身の状況に応じて、その処遇を妥当適切に行なう。

- 2 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、その施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行なう。
- 3 施設の従業者は、サービスの提供にあつては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 施設サービスの提供に当たっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を設置する。
 - (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - (3) 利用者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。
- 6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

7 虐待の防止について

施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定する。

虐待防止に関する責任者 施設長

- (2) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識、技術の向上に努める。
- (3) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努める。
- (4) 従業者が虐待防止についての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

- 8 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設介護サービス計画)

第 24 条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以後「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力・その置かれている環境等の評価を通じて現に抱かえる問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望・利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及びその達成時期・施設サービスの内容・施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(介護内容)

第 25 条 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

- 2 施設は、一週間に二回以上、適切な方法により利用者を入浴させる。ただし、身体の状態に応じ、特別浴または清拭となる場合がある。
- 3 施設は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、おむつを適切に取り替える。

- 5 施設は、前各項のものの他、利用者に対し、離床・着替え・整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時 1 人以上の常勤の介護職員を介護に従事させることとする。
- 7 施設は、利用者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第 26 条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。

- 2 食事の時間は、次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前 8 時 00 分～午前 10 時 00 分
- (2) 昼食 午後 0 時 00 分～午後 2 時 00 分
- (3) 夕食 午後 6 時 00 分～午後 8 時 00 分

- 3 利用者の食事は、当該利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して行われるよう努める。

(機能訓練)

第 27 条 施設は、利用者の心身の状態等を踏まえ、日常生活を営む上で必要な機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第 28 条 施設の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

- 2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。
- 3 施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(栄養管理)

第 29 条 施設は、利用者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各利用者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

(口腔衛生の管理)

第 30 条 施設は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第 31 条 施設は、利用者について、病院等に入院する必要がある場合であって、入院後概ね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該利用者及びその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与すると共に、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにする。

(相談及び援助)

第 32 条 施設は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適格な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

- 2 施設は、要介護認定を受けていない利用希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用希望者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与)

第 33 条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者の為のレクリエーション行事を行う。

- 2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うこととする。
- 3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
- 4 施設は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(利用料及びその他の費用)

第 34 条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて介護保険法第 48 条第 2 項第 1 号に規程する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(告示上の額)から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。
- 3 施設は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用 1,700 円／日
- (2) 居住費に要する費用 ユニット型個室 2,610 円／日
- (3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費(別途消費税要)
- (4) 第 1 号及び第 2 号について、介護保険法施行規則第 83 条の 6 又は 同規則第 172 条の 2 の規定により、介護保険負担限度額認定証又は介護保険特定負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額又は特定負担限度額とする

- (5) 2号について、入院又は外泊中は居住費を徴収することができるものとする。ただし、入院又は外泊中のベッドを短期入所生活介護利用者の利用について同意を得た上で、短期入所生活介護利用者より居住費を徴収する。
- (6) 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。
- (7) 事務管理費(貴重品管理サービス) 100円/日
- (8) 理美容代 実費
- (9) 日常生活用品費
契約者の日常生活に要する費用で、契約者が負担することが適当であるものにかかる費用を実費で負担する。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

第35条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、利用者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

(協力病院)

第36条 施設は、入院加療を必要とする利用者のために、予め協力病院を定めておく。

2 施設は、治療を必要とする利用者のために、予め協力歯科医療機関を定めておく。

(衛生管理等)

第37条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(利用者に関する保険者への通知)

第38条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

- (1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないこと

により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(重要事項の揭示)

第 39 条 施設は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

(秘密の保持)

第 40 条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 施設は、施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する場合は、予め文書により利用者の同意を得ることとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 41 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してならない。

(苦情の処理)

第 42 条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 施設は、その提供した指定介護福祉サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 43 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者にも周知徹底する体制を整備する
 - (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行う
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 44 条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備

- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 45 条 施設は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 46 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(緊急時等の対応)

第 47 条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第 48 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火器・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(地域等との連携)

第 49 条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(その他の事項)

第 50 条 施設は、利用者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 施設は、職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。
- 3 施設は、職員に対し身分証明書を発行し、職員はその勤務中はその身分証明を携行する事により、利用者又はその家族から求められた時にはこれを提示して身分を明らかにすることとする。
- 4 施設は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及協力を
行う等の地域との交流を深めることとする。
- 5 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 6 従業者でなくなった者についても秘密を保持させるため、その旨を雇用契約内容に明記する。
- 7 施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年12回

- 8 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第五章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第 51 条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第 52 条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(法令との関係)

第 53 条 この規定に定めのない事項については、厚生労働省令並びに介護保険法に定めるところによる。

附則

この規定は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。